

地域生活体験モデル事業実施要領

(事業の目的)

第1 本県では、あいち障害者福祉プラン 2021-2026 に基づき、「福祉施設入所者の地域生活への移行」を推進している。本事業は、プランの趣旨を踏まえ、地域での生活を希望する方がそれぞれの能力や適性に配慮され、自立した生活を送ることができるよう取り組むことを目的としている。

(事業の実施主体)

第2 事業の実施主体は、委託事業者とし、事業の目的を達成するため、第3（事業の内容）を全て満たす事業を自ら企画し、実施するものとする。

(事業の内容)

第3 事業の内容は、次のとおりとする。

なお、事業の企画や運営、コーディネート等を行うため、コーディネーター1名を配置すること。

(1) 宿泊・生活体験事業

ア 事業内容

参加者の希望する暮らしやニーズ、個々の障害の状況に応じて、1回当たり1泊2日から4泊5日の間で次の体験事業を組み入れた体験プログラムを企画し、参加者の体調に配慮しながら、柔軟に実施すること。

なお、契約全体の体験日数は、延べ20泊程度とすること。

- ・食事、入浴、服薬管理、家事（調理、皿洗い、掃除、洗濯、ゴミ出し等）
- ・在宅余暇活動
- ・日中活動事業所等の見学、体験利用
- ・公共交通機関等による外出（通院、買い物、外食、余暇活動）
- ・体験講話（地域の障害者や地域移行者の体験談を聞く）

イ 参加者

(ア) 対象

対象者は次のとおりとする。

- ・県内の障害者支援施設入所者（県内市町村から施設入所支援の支給決定を受けた方に限る。）
- ・県児童（・障害者）相談センターから障害児入所施設の入所措置又は入所給付の支給決定を受けた児童
- ・県内在住の在宅障害者（児）

(イ) 障害種別

全ての障害種別（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病等）を対象とし、参加者の選定に当たっては、障害種別に偏りがないように努力すること。

ウ 実施場所

グループホーム、ウィークリーマンション、宿泊施設、参加者の自宅等、地域生活体験にふさわしい設備を整えた施設とすること。

なお、参加者の自宅で一人暮らし体験を実施する場合は、その体験期間中は同居

家族が不在となるよう、調整すること。

エ 体験回数

体験回数は、1人につき、事業実施年度及びその前年度を含めて2回までを基本とする。ただし、市町村から地域移行支援の支給決定を受けた者、(2)(3)に掲げる事業を実施するにあたり、地域移行のモデルケースとして紹介しうる者等、地域移行のモデル構築に向けて特に必要と認められる者が3回目以降の体験を希望する場合は、事前に県と協議することとし、協議の結果、県が認めた場合には3回目以降の体験を認めて差し支えない。

オ 留意事項

- ・体験事業は、参加対象者を全ての障害種別としていることから、各関係機関・団体等と連携を取り、当事業の周知とあらゆる障害種別の方の参加に向けた具体的な取組を行うこと。
- ・体験プログラムの企画に当たっては、参加者が地域生活を具体的にイメージでき、地域生活移行やグループホームの利用、一人暮らし等に向けて検討できるような内容とすること。
- ・体験講話は、参加者の地域生活のイメージが膨らむよう、参加者の障害の状況や希望する暮らしに近い方を選定すること。
- ・体験事業の実施に当たっては、あらかじめ参加者及び家族、入所先施設、支援者等に事業の目的や内容等を十分に説明の上、障害者本人に参加の意向を確認すること。なお、障害者本人の意向を確認することが困難な場合は、家族や成年後見人、相談支援専門員等に事業の目的や内容等を十分に説明の上、本人の最善の利益を判断した上での意思決定支援を行うこと。
- ・体験事業は、防災管理と緊急時対応体制が確保された施設で実施することとし、参加者の安全確保を最優先すること。
- ・参加者の体験中の安全確保のため、参加者の個々の状況に応じて、生活支援員の配置や見守り体制の構築を行うこと。なお、生活支援員は、普段から利用している施設の職員やヘルパーへの委託も可とする。
- ・体験事業の実施後に、参加者のその後の課題や進捗状況を確認するため、アンケートや面談、施設ヒアリングなどの事後フォローを行い、必要に応じて再度の体験の調整や、地域移行に向けた具体的な支援を行うこと。
- ・宿泊・生活体験事業の参加者募集のため、事業の目的や内容をまとめたチラシを作成し、施設等に配布すること。

(2) 出前講座事業

ア 事業内容

コーディネーターと地域移行者が施設等を延べ10か所程度訪問（オンラインによる実施を含む）し、当事者や家族、支援者に資料等を用いて本事業や地域移行等の説明を行う出前講座を開催する。

- ・体験事業の目的の説明、募集要項の説明
- ・体験講話（地域移行者が自分の体験を話す）
- ・個別相談会

イ 実施場所

障害者支援施設、障害児入所施設、生活介護事業所、特別支援学校、基幹相談支

援センター等

(3) 市町村アドバイス事業

ア 事業内容

本事業に係るノウハウを市町村または関係機関に伝え、より積極的に地域移行に係る取組が行われるようにする。

対面による講義形式を原則とするが、遠隔地の参加または会場の制約等により、事前に受託事業者が県と協議の上、オンラインで実施することは可能とする。

イ 実施場所

県内会議場等

(委託期間)

第4 委託期間は、契約の日から当該年度の3月31日までとする。なお、宿泊・生活体験事業は、原則として2月末日までに終了させるものとする。

(事業の実施)

第5 委託事業者は、愛知県と事業の目的を共有し、常に連携を図りながら、仕様書に記載された事業を実施する。

2 事業実施に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）及び手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（平成28年愛知県条例第48号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成27年愛知県訓令第6号。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

3 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領で示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

4 委託事業者は、事業を履行するにあたり、対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(報告書の作成)

第6 委託事業者は、事業終了後に、参加者の募集から体験事業の完了に至るまでのプロセス、アンケート等の結果及び事業の効果等を取りまとめた事業完了報告書（別紙様式）を作成し、事業完了後30日以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、愛知県に書面及びデータで提出しなければならない。

(その他)

第7 採用された企画提案書の著作権、仕様書に記載した事業の内容及びその成果は、愛知県に帰属するものとする。

2 委託事業の実施によって生じる債務は、全て委託事業者が負担するものとし、愛知県に委託契約金額を超えて請求し、又は国や地方公共団体、法人等から追加で助成を受けることはできない。